

神奈川県における土砂災害防止に関する絵画・作文募集要領

国土交通省では、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から人命、財産を守るため、毎年6月を「土砂災害防止月間」と定め、土砂災害防止に関する種々の行事を行っている。絵画・作文の募集はその一環として、次代を担う小・中学生に、土砂災害及びその防止についての理解と関心を深めてもらうことを目的に実施されており、本県においても募集要領及び募集要領細則を定め、作品を募集する。

1. 募集対象

絵画、作文の部ともに県内の小・中学校生徒

2. 募集期間

令和6年6月1日から令和6年9月15日

3. 応募作品の送付先

各市町村土砂災害対策担当課「土砂災害防止に関する絵画・作文」担当

4. 地方審査（神奈川県）

令和6年10月1日から令和6年10月28日まで

令和6年9月30日までに各市町村より推薦のあった優秀作品の中から、各部門各1点～数点選定し、中央審査（国土交通省）に推薦する。

5. 地方審査の方法

砂防課職員が1人1票を投票することとし、上位得票作品から順に推薦する優秀作品を選定する。

6. 発表

中央審査入賞作品は、国土交通省水管理・国土保全局長から県知事に通知されるので、県は各市町村の土砂災害対策担当課長に通知する。

7. 表彰の種類

各部門共通 最優秀賞（国土交通大臣賞）、優秀賞（国土交通事務次官賞）

8. 表彰式

各部門の受賞者への表彰は、令和6年度末までに所属の小・中学校において伝達する。

9. その他

- ・ 課題等については、「神奈川県における土砂災害防止に関する絵画・作文募集要領細則」に定める。
- ・ 応募作品は、未発表のオリジナルのものに限る。
- ・ 応募者に関する個人情報、応募作品の審査に関する確認、審査結果連絡、審査結果発表の目的以外には使用しない。

神奈川県における土砂災害防止に関する絵画・作文募集要領細則

1 課題

(1) 絵画の部（小学生の部、中学生の部）

(イ) 作品の種類（絵画・版画・貼絵・ポスターなど）やサイズ、表現方法（絵の具、パス、版形式など）は自由とする。

(ロ) 題材は土砂災害及びその防止対策に関するもの。

例えば、

- ・土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害の体験や様子。
- ・土砂災害の恐ろしさを訴えるもの。
- ・砂防堰堤・がけ崩れ防止施設などの土砂災害防止施設及びそれらを造っている様子。
- ・土砂災害防止施設が役立っていることが理解できるもの。
- ・防災訓練、避難などの体験や様子。

など。

※作品の裏面に画題、応募者の学校名、学年、氏名及びふりがなを明記すること。

(2) 作文の部（小学生の部、中学生の部）

(イ) 400字詰め原稿用紙で、

- ・小学校低学年（1～3年生）は2枚～3枚（800～1,200字）
- ・小学校高学年（4～6年生）は3枚～4枚（1,200～1,600字）
- ・中学生は4枚～5枚（1,600～2,000字）

また、作文冒頭に、表題、応募者の学校名、学年、氏名及びふりがなを明記すること。

(ロ) 題材は土砂災害及びその防止対策に関するもの。

例えば、

- ・自分が体験した土砂災害について思ったこと。
- ・砂防堰堤などの土砂災害を防止する施設を見学して思ったこと。
- ・防災訓練などに参加して思ったこと。
- ・学校の勉強や日常の生活を通して、土砂災害の防止について思ったこと。
- ・テレビやラジオで土砂災害のニュースを見て思ったこと。
- ・おじいさんやおばあさんなど年上の方から土砂災害の話を聞いて思ったこと。

- ・土砂災害から自分や家族の身を守ること（自助）、地域の人たちと助け合うこと（共助）の大切さについて思ったこと。
など。

2 国土交通省における入賞作品の活用

土砂災害防止月間ポスターのデザイン等に使用する場合があるなど、土砂災害防止に関する啓発活動に活用する。

また、最優秀作品・優秀作品等については、パネル展などの各種イベントでの展示やWebサイト・広報誌への掲載等、幅広く活用する。

なお、令和5年度入賞作品については国土交通省砂防部Webサイトに掲載している。

国土交通省砂防部URL

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_tk_000061.html